

第三者評価結果

事業所名：ナーサリースクールT&Y本郷

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画には「児童福祉法」を守り、「保育所保育指針」を基本として保育を実践する旨を明示しています。また、全体的な計画は、理念、保育方針に基づき作成しています。計画では、乳児から5歳児まで各年齢の発達過程に応じた保育のねらい、内容、配慮事項等を記載しています。コロナ禍以前は近隣の老人ホームとの交流や夏祭りなど地域との交流も活発に行っていたため、こうした地域の特色も計画に反映させています。現在、全体的な計画は園長が作成していますが、園内のリーダー会議で課題について話し合うなど、全体的な計画の策定過程に職員の参画も想定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 大きな窓からの採光により室内は明るい雰囲気です。各保育室には除湿空気清浄機を設置し、適切な温湿度管理に努めると共に、適宜窓を開け換気しています。衛生管理面では、寝具は毎週持ち帰りを依頼し、簡易ベッド(コット)は毎週土曜日に消毒をしています。食事やおやつの前には拭き掃除や消毒を行っています。おもちゃ類は、オゾンで除菌できる箱に入れたり、午睡の時間を利用し手拭きにより消毒しています。安全面では、毎月の避難訓練の日に安全チェックリストを用いて2人1組で危険個所の点検しています。絵本コーナーには熱帯魚の水槽を置き、送り迎えの保護者や泣いた子どもが落ち着ける癒しの場所としています。ハード面の限界の中で、ロッカーやロールカーテンの設置により、各クラスのスペースの確保に工夫を凝らしていますが、クラスによっては子どもがトイレに行き来する通り道になっており、落ち着かない保育環境が課題となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 0歳児では保育者のスキンシップや触れ合い遊びなど、愛情豊かな保育者の受容により信頼関係の基礎づくりに努めています。3歳未満児では、身の回りのことなど自分でやろうとする意欲を尊重し、できた喜びを味わえるようにさりげなく援助しています。また友達との気持ちのぶつかり合いを経験する子どもの不安、主張を受け止め、一緒に考えながら援助しています。3歳以上児については、個々の子どもの気持ちを十分に受け入れながら信頼関係を築き、遊びや生活の中で褒められたり、認められたりする中で、自信を持って主体的・意欲的な活動ができるよう援助に努めています。職員には、集団保育の中では、個々の子どもを十分受容しきれない場面もある、と悩む声もきかれます。組織として課題を共有化し、更なる支援の質の向上への取組を期待します。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 食前や戸外遊びの後の入室時の手洗いにより、清潔の心地よさや病気の予防になることを伝えています。食事を楽しく自分で食べられるように見本を見せたり、食べたがらない子には「一口でも食べてみたら」などの声かけをしています。ズボンや脱いだり履いたり自力で行おうとする子どもには、時間がかかっても見守るようにしています。トイレトレーニングでは子どもがパンツに憧れをもてるような言葉かけをし、意欲的にトイレに向かえる様に促しています。他児がトイレに行く際に「一緒に行ってみる？」など、楽しみながらトイレに慣れるよう配慮しています。就学前の午睡は一律には決めず、寝たい子どもに午睡を取らせています。家庭とは、親のペースや家庭での子どもの様子にも気を配り、登園、降園時のコミュニケーションや連絡ノートを通じて情報共有を図り、基本的な生活習慣の習得に向け、協力して取り組んでいます。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 屋上、テラス、園庭など、子どもが主体的に思いきり身体を動かして遊べるように環境整備をしています。屋上では、ボール遊び、なわとび、三輪車で遊んだり、夏季は日除けシートを張り、水遊びを楽しんでいます。屋上には子ども用トイレも設置しています。周回するテラスは子どもが走り回って遊べるスペースとなっています。全クラスで毎日のように散歩に出かけ、近隣の公園の遊具で遊ぶほか、豊かな自然と触れ合い、野原で虫取りをしたり、用水路で捕っためだかを園に持ち帰って育てたりしています。拾ったどんぐりと紙粘土でケーキを作ったり、自園の畑の芋づるでクリスマスリースを作るなど、自由な表現の機会の提供に努めています。近隣の老人ホームとの交流については、近年はコロナ禍で中断していますが、子どもたちが制作したものを届けています。芋ほり後には近所の家庭に芋を届けるなど、身近な交流をしています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 保育者は子どもの情緒安定のために温かく受容的で応答的な関わりに努め、子ども一人ひとりとのスキンシップを通じて、愛着関係がもてるように配慮しています。好きな歌を歌ったり触れ合い遊びを一緒に行うことで、指差しや喃語で好きな音楽の要求をアピールしたり、リズムに合わせて色々な表現をしたり、保育者を真似て手足を動かし楽しむ場面がみられます。戸外遊びや散歩を取り入れ、身体をのびのびと動かしたり、集中して遊びを楽しめるよう配慮しています。真夏は水遊びで十分に体を動かし、水の感触を楽しんでいます。家庭とは、連絡帳や聞き取りで授乳時間や離乳食の進め方など子どもの様子を伝え合い、家庭と園の生活がスムーズにつながるよう配慮しています。ハード面では、隣のクラスの声や給食室の音が響いてしまう保育環境の課題があります。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 興味が広がり動きも活発になるため、安全な保育環境を整え、保育者は連携して見守りに努めています。1歳児の制作では自由に思う存分楽しめるように、補助し過ぎないよう配慮しています。ままごとなどで友だちと一緒に遊ぶうち物や場所の取り合いになることもありますが、友だちと同じ遊びをすると楽しい、と思う体験を重ねられるよう援助しています。2歳児の戸外活動では人数分の虫かごや網などを用意し、自然に触れ、満足するまで遊びこめるよう工夫しています。けんかや言い合いの場面では自分の思いを言葉にしたり、相手の思いを知る機会と捉え、気持ちに寄り添いながら仲立ちをしています。状況によってはトラブルや怪我を防ぐため、職員間で連携し、1対1で子どもに関わる場面もあります。保護者とは、登園時や連絡ノートで健康状態を丁寧に確認しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児は、友だちと一緒に身体を動かし簡単なルールの遊びをしたり、絵本の読み聞かせから劇ごっこなどを楽しんでいます。思いや考えを伝え合い、友だちとの関わりを楽しむ一方でトラブルになることもあり、保育者が言葉で伝えられるように仲立ちしています。4歳児ではグループ活動や集団ゲームなどを通じて、協力や団結、共感する気持ちなどを育てています。生活や遊びの中の約束事を繰り返し伝え、皆で話し合う場も設けています。5歳児では、行事等を通して友だちと同じ目標を持ち、励まし認め合い、成し遂げていく中で仲間意識を深め、充実感・達成感を味わえるよう援助しています。運動会に向けての取組や役割は子どもの大きな自信につながっています。友だち同士で問題解決しようとする姿には介入しすぎず見守るよう配慮しています。コロナ禍で地域との交流は限られていますが、保育参加や発表会等を工夫し、保護者と子どもの育ちを共有しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障害のある子どもには個別支援計画を作成し、個々に応じた援助を工夫しています。集団ではその子なりの参加の仕方に配慮し、参加できない場面では、職員が個別に安全に配慮しながら行動を見守っています。他児が優しく手を貸すなど、自然にサポートする姿が日常となっています。月1回地域の療育機関から心理士が巡回相談に来園し、保育場面を見たり、専門的アドバイスを行うほか、園長、担任の同席の下、保護者の相談に乗っています。助言内容は「わかばノート」に記録し、職員間で共有しています。職員会議では必要に応じて子どもへの接し方等について情報共有や話し合いを行っています。障害が疑われる子どもについては、保護者に向けて行事や保育参加を案内するなど、子どもの発達の理解につながる働きかけに努めています。保護者全体に向けて、障害のある子どもの保育についての情報提供は行っていません。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 夕方の延長保育時間には、1歳児の部屋に2歳児から5歳児を順次合流させる形とし、0歳児は危険のないよう離れた場所としています。全クラスの子どもが多数集まる時間帯は、ゆったりと落ち着いて過ごすことは難しい状況です。おやつは18時半以降におせんべいやケーキ、クッキー、煮干しやすめるめなどを提供しています。迎えの時間が遅い子どもにはおやつのおかわりを勧めるなどの対応もしています。担当の保育士等から保護者に連絡事項がある場合は、連絡簿に伝言内容を赤字で記載しておき、遅番の勤務者から保護者に忘れずに伝えてもらうようにしています。保護者からの伝達事項も同様に連絡簿に記入します。駐車できる台数が少ないこともあり、迎えの時間帯は保護者と慌ただしいやりとりとなっています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント> 「全体的な計画」には小学校との連携（接続）について、創造的な思考や主体的な生活態度など基礎を培うこと、小学校教諭との意見交換・研究による円滑な接続、的確な保育要録への記録、などを明記しています。5歳児の年間指導計画では「就学に向けて基本的な生活や態度を身につける」ことを目標とし、不安な思いを受け止め、小学校への期待感が持てるような情報を伝えるなどの配慮をしています。クラス担任は「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」を基に個人目標をたてています。5歳児クラスのみ、就学に向けて9月に保護者と個人面談を行っています。コロナ禍で幼保小連携会議は中止となり、就学先とは電話による申し送りを行うのみとなりました。小学校との子ども同士の交流は中止しましたが、代わりに1年生が学校生活の紹介DVDを作成して園に届けてくれたり、園からは感想を手紙に書いて小学校に届けるなどの交流を行いました。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 「保育園のしおり」により、薬の管理、感染症、登園停止の病気、事故や怪我についてなど、必要な事項を保護者に周知しています。健康状態の確認については、0歳児の登園時の検温、視診のほか、連絡ノートに体温チェック表や熱、鼻水、咳など症状の記載内容を職員間で情報共有しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に保護者が記載する「家庭調査票」で確認し、更新時には別途個人記録にも記入します。年間保健計画では、年間目標や四半期毎の目標、保健行事等を立案しています。保護者に向けては「ほけんだより」で健康に関する情報を発信しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防の取組については、午睡時に0歳は5分おき、1歳は10分おきに視診や手で触り、幼児も目の届く場所で把握に努めています。保護者に対しては、入園説明会でSIDSについての情報提供と注意喚起を図っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 年2回内科健診を、年1回歯科健診と尿検査を行っています。職員は診断結果について健康診断簿で確認します。異常がない場合には、保護者に連絡ノートによりその旨を伝えています。何らかの異常がみられた場合は、直接保護者に口頭で説明しています。歯科健診では、結果を記載したチェック用紙を保護者に渡しています。年間保健計画には、「歯を大切にしよう」という目標や、歯磨きの励行を掲げており、歯磨き指導も行っています。入園時に配布する「保育園のしおり」では、夜の仕上げ歯みがきは保護者がしっかりと行うように注意喚起しています。医師からは、健康な永久歯のためには、乳歯のうちから虫歯を作らず歯の健康を保つことが大切、とのアドバイスがあり、園だよりで紹介しています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> マニュアルに基づき、アレルギー疾患のある子どもの対応に配慮しています。家庭との連携に努めると共に、全職員で誰に何のアレルギーがあるかや、緊急連絡方法について周知徹底しています。食事は、テーブル、トレイの色を変えて個別の席で提供し、アレルギーがある子どもが食べ終わるまで他児を動かさないなど、事故防止に努めています。ふきんは使用せずペーパータオルでテーブルを拭き、他児の食後の手洗いを徹底するなど細心の注意を払っています。職員研修については、エピペン（アナフィラキシー補助治療剤）対応のシミュレーションの回数を増やし、一層のスキルアップを図る方針です。そのほか熱性けいれんの既往歴のある子どもについては、保護者への連絡の目安を通常は37.5℃のところ、37.0℃としています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に「食育の推進」として位置づけを行い、食育計画を作成し食育を進めています。食育計画には、目標として「楽しく食べる体験を深め食を営む力の基礎を培う」として、四半期ごとに「ねらい」を定め、子どもの発達に合わせた取組をしています。食事の際は、保育士がテーブルごとについて、子どもが自分で楽しく食事できるように援助をしています。個人差に応じて量を調整したり、苦手な食材があるときは、「少し食べてみようか、おいしいよ」、「食べられたね」等と声かけを行っています。各保育室の大きなガラス戸からは明るい外光が差し込んでいます。また、どの保育室にも広いテラスがあり、開放的な環境になっています。陽気の良いときは、テラスで外気に当たりながら食事をすることもあります。専用の畑があり、子どもたちが野菜を栽培して収穫をすることにより、食材への関心を深めています。子どもは、サツマイモ掘りや焼き芋体験に大喜びです。保護者に、子どもの食事の状況を連絡帳や口頭で伝えています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>乳児は発達の差が大きいので子ども一人ひとりに合った食事の提供をしています。特に0歳児の離乳食は、初期、中期、後期、完了期と分けてきめ細かな対応をしています。1歳児も保護者と相談し、必要に応じて食材を細かく切る等の対応をしています。子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、量や味付け等の工夫をしています。毎月の職員会議に調理員も入り、子どもの喫食状況を踏まえて次の献立に反映しています。食材は地元の旬のものを使うように心がけ、子どもが畑で栽培・収穫した野菜も食卓に載せています。季節ごとの行事食も子どもを喜ばせています。七夕には星形のオクラを入れたソーメン、ハロウィンにはお化けをかたどったカボチャご飯、クリスマスには鳥の唐揚げなどを提供しています。外部委託の調理員が時折食事の様子を見たり、声かけをしていますが、関わりが十分でないと感じています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの家庭とは、連絡ノートや送迎の際のコミュニケーションで、日常的に情報交換を行っています。連絡ノートは、0~2歳児は毎日、3~5歳児は必要に応じて使用しています。個人面談を行い保育の意図や内容を伝えています。コロナ禍で、個人面談は保護者の希望に応じての実施になっています。毎日の保育活動の内容は各クラスの連絡ボードに記入し玄関に掲示しています。運動会や発表会の場合は、保護者に子どもの成長を感じてもらえる機会になっています。0~2歳児は「ふれあい遊び」として行い、保護者に参加してもらっています。コロナ禍で参加者の少ない状況でしたが、保育参観も実施しています。情報交換の内容は定められた様式に記録して個人ファイルに保管しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは、毎日の送迎の際に声かけを行うなどコミュニケーションをとり、信頼関係を築いています。保護者から相談があれば適宜個人面談を行っています。個人面談の日程は保護者の都合を優先しており、プライバシーの保護にも配慮して、事務室や空いたクラスの部屋など、落ち着いて話ができる相談場所を確保しています。事務室を利用する時は、他の職員は出入りしないように配慮しています。相談があったときは、園長、主任保育士に報告し、必要なアドバイスを受けられる体制をとっています。また、関係職員とも情報共有し、組織としての対応をしています。相談内容は定められた様式に記録し、子どもの個人ファイルに保管しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待等を予防するための取組をしています。子どもの登園の際には、視診により子どもに傷や痣がないかチェックし、子どもの着替えの際に身体の状態を確認しています。また、送迎の際の親子の様子を観察したり、子どもの話を聞くなかで虐待等の兆候を見逃さないようにしています。虐待等の恐れが感じられるときは、予防のために保護者に声を掛けたり、話を聞くようにしています。虐待の兆候が確認された時は、園長、主任保育士に報告し、市の所管課や児童相談所に連絡し、連携して対応する体制になっています。速やかな対応ができるよう報告や対応の手順を定めています。職員の虐待防止に関する理解を深めるため、外部の虐待防止の研修に参加した職員が職員会議でその内容を報告し、職員間で情報共有しています。虐待防止マニュアルが整備され、職員は定期的に内容を確認するようにしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>各指導計画に基づく保育実践について、指導計画の振り返り欄に、週ごと、月ごとに「振り返り」を記載しています。主任保育士、園長が確認し必要に応じてアドバイスを行っています。振り返り際にはクラス内で話し合いをしていますが、その過程は保育の質の向上に向けて職員の気づきを促す機会になっています。また、職員は年度末に一人ひとり「年間振り返りシート」に基づいた自己評価を行い、保育所全体の自己評価（振り返り）につなげています。必ずしも保育士一人ひとりの自己評価が保育所全体の自己評価につながっていない面もあるため、双方の様式の整合性を図るなど、さらなる工夫が期待されます。</p>	